埼医医事第１９９９号
令和７年２月３日

郡市（大学）医師会長　殿

埼玉県医師会長　金井忠男
（担当常任理事　松本眞彦）
（公印省略）

交通事故による負傷者の情報提供等について

標記のことにつきまして、別紙のとおり埼玉県警察本部交通部交通捜査課長から協力依頼がありました。

本会といたしましては、警察が、死亡重傷事故や飲酒、薬物、その他何らかの病気が原因となって発生したことが疑われる交通事故等を取り扱った場合、早期真相解明を目的として、被搬送者に関する人定事項及び受傷状況の確認並びに当該者に係る血液の入手が必要となることから、原則として情報提供の求めに協力することとしました。

但し電話での対応はせず、直接警察官を来院させたうえで、当該警察官の所属、役職、氏名を確認したうえで情報を提供するよう注意し、その求めに応じて情報提供したことを後日説明できるようにしておくことが必要になります。

また、警察の任意の求めに応じて採血することは厳禁とし、すでに医療目的で採血したものであって、かつ、その後の検査等に使用することのない「残余血液」があった場合には、それを提供することとしてください。

なお、警察や検察等の捜査機関からの患者の状況に関する照会や事情聴取は、個人情報保護法第27条1項第1号の「法令に基づく場合」に該当するため、患者本人の同意を得ずに回答しても同法違反とはなりません。

つきましては、貴会管下会員あてご周知くださいますようお願いいたします。

写

別紙

交捜第　６０２　号
令和６年11月14日

埼玉県医師会長
　金井　忠男　様

埼玉県警察本部
交通部交通捜査課長

交通事故による負傷者の情報提供等について（依頼）

交通事故捜査において、死亡重傷事故、ひき逃げ事故、飲酒や薬物の影響が疑われる事故、その他多数の死傷者が発生した事故など社会的反響の大きな事案を取り扱った場合において、必要情報が集約できていない段階で事故当事者が病院に搬送されたときは、早期に当事者の人定及び負傷の程度を把握の上、事故原因となり得る飲酒（薬物摂取）の有無、病気発作の有無等を確認する必要があることから、警察官と当該搬送先病院の医師とが連携を密にし、相互に必要情報を提供し合う体制の確立が重要と考えます。

そこで、貴会に加入する医師の他、埼玉県内における郡市医師会及び郡市医師会大学医師会の会員にも同様に上記対応を求めるため、貴会から各機関に周知を図られたく、協力を依頼します。